

入院患者の面会に関する規定

1. 目的

本規定は、入院中の患者の尊厳の保持、療養生活の質の向上及び円滑な退院支援を図るため、患者と家族の面会に関する適切な面会の運用を定めることを目的とする。

2. 基本指針

- (1) 面会は患者の心身の安定、治療を優先し、感染対策等の正当な理由がない限り面会を妨げない。
- (2) 終末期・重篤な患者等は、主治医の判断により柔軟に対応する。
- (3) 円滑な退院支援を行う上でも重要なことを踏まえ、必要以上に厳格な面会制限を行わない。

3. 面会について

- (1) 原則：13時～17時（土日祝も含む）
- (2) 面会時間：患者の体調を考慮し、30分程度とする。
- (3) 面会人数：3名までとする。
- (4) 面会場所：病室またはデイルームにて行う。
- (5) 留意事項：発熱・咳・鼻水・くしゃみ等の症状がある場合は面会不可とする。

4. 周知方法

- (1) 本規定は、入院時の説明、院内提示、病院ホームページへの掲載によって患者・家族等の面会者に周知を行う。

5. 規定の見直し

- (1) 院内の運用状況等を踏まえ、定期的に見直しを行う。